# 1 特定給食施設等の定義及び役割

特定の個人に対して繰り返して供される食事は、利用者にとって日常生活の環境であるため、栄養管理の質の向上を図り、食環境を整えていくことは利用者の適切な栄養・健康状態につながります。単に食事を提供する、利用者の味覚・嗜好を満足させるということだけではなく、利用者の健康管理という視点を持って運営していくことが求められています(健康増進法(以下「法」という。)第21条)。

### (1)特定給食施設とは

栄養管理が必要なものとして厚生労働省で定められており(法第20条、法施行規則第5条)、 特定の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設です。 また、本市では、特定の者に対して継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を 供給している特定給食施設以外の給食施設については「小規模給食施設」として、特定給食施設 に準じた取扱いを行います(北九州市特定給食施設等指導要綱(以下「要綱」という。))。

#### ≪用語の説明≫

○「特定」のとらえ方

食事を供給される喫食者が施設の主たる目的のために集まったもの(例:患者、従業員等)であって、給食施設の喫食者がほぼ同一と推定される(利用率がおおむね8割以上)場合。

○「継続的」の捉え方

給食の提供が週4日以上であり、おおむね1か月以上継続している場合(企業の研修所など、一時的に本来の職場や居住場所から離れて利用する施設の場合は、平均的な利用期間で判断する)。

- ○食数の捉え方
  - ① 間食(おやつ)、検食、保存食は食数に含めない。職員食、経腸栄養は食数に含む。
  - ② 定員の定めがある施設(病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設、児童福祉施設等)の各食の食数は、原則として許可病床数や入所定数とする。ただし、寄宿舎(寮)は、1年間の実績を参考に判断する。それ以外の施設における各施設の食数は、1年間の延べ給食数を給食日数で割った数とする。
- ○施設の捉え方

(複数の施設で厨房を共有している場合・同一敷地内に給食施設を複数設置している場合) 施設の種類や利用者の特性が明らかに異なる場合は、それぞれ別の給食施設として届け出るも のとする。

○食事の提供の捉え方

施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、当該施設の設置者が、当該施設を利用して食事の供給を受ける者に、一定の食数を継続的に供給することを目的として弁当業者等と契約をしている場合には特定給食施設の対象となる。

- ※ご飯のみ、みそ汁のみの提供は含まない。
- ※事業所の食堂については、その利用が選択でき、継続的に利用している従業員の把握が困難である点を考慮し、従業員の8割以上が利用する施設を特定給食施設等とする。
- ※有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅、学生会館等は、栄養管理の状況や食事の提供状況(選択制)等により、個別に判断する。

# (2)施設の種類

北九州市では、特定給食施設等を健康増進法に基づき下記のように分類しています。

種別	該当施設	施設	開始届時に 把握する食数
1病院	病院、診療所	医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、及び第1条の5第1項に規定する診療所。	許可病床数
2 介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法(平成 9 年法律第 123号)第8条第28項に規定 する介護老人保健施設。	入所定員数
3 介護医療院	介護医療院	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第29項に規定する介護医療院。	入所定員数
4 老人福祉施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する施設。	定員数
5 社会福祉施設	救護施設、更生施設、医療 保護施設、婦人保護施設、 宿所提供施設、障害者支 援施設、授産施設、身体障 害者社会参加支援施設	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 5 条第 1 項及び売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条に規定する施設並びに社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関する施設(児童福祉に関する施設を除く)。	定員数
6 学校	幼稚園、小学校、中学校、 義務教育学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援 学校、大学及び高等専門 学校、専修学校、各種学校 、幼稚園型認定こども園	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校。 124 条に規定する専修学校及び第 134 条に規定する各種学校。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園のうち、当該施設が幼稚園である場合。	在籍者数

種別	該当施設	施設	開始届時に 把握する食数
7 児童福祉施設	保育所、乳児院、障害児入 所施設、児童発達支援センター、児童養護施設、情 緒障害児短期治療施設、 児童自立支援施設、児童 家庭支援センター、母子 生活支援施設、助産施設、 児童厚生施設、認定こど も園(幼保連携型・保育所 型・地方裁量型)	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164号)第7条に規定する施設及び社会福祉法(昭和 26 年条法律第 45号)第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関する施設。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合を除く)。	定員数
8 事業所		労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)別表 1 に規定する事業 所または事務所。	利用者数
9 寄宿舎		学生又は労働者を寄宿させる 施設。	入所者数
10 矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置 所、少年院、少年鑑別所	刑務所、少年刑務所、拘置所、少 年院、少年鑑別所	入所者数
11 自衛隊	自衛隊	自衛隊	隊員数
12 一般給食センター	一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む。)に対して継続的に食事を供給している施設で、有料老人ホーム及び上記施設に該当しない施設。	利用者数
13 その他		有料老人ホーム等、上記に含ま れない施設。	利用者数等

### (3)管理栄養士等必置指定(一号施設及び二号施設)

施設の種類及び食数により、管理栄養士の配置が義務付けられている施設があります(法第21条第1項)。また、管理栄養士配置必置施設以外の施設については、管理栄養士、栄養士の配置に努めるよう規定しています(法第21条第2項)。管理栄養士を置かなければいけない施設については、法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号(以下「規則」という。))第7条各号に掲げられています。

また、特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援について(厚生労働省通知)では、 下記のとおりに管理栄養士の配置について定めています。

#### 【規則第7条第1号に掲げる施設】(一号施設)

- (1)病院、介護老人保健施設又は介護医療院(以下「病院等」という。)に設置される特定給食施設であって、1回 300 食以上又は1日 750 食以上の食事を供給するもの
- (2)許可病床数(又は入所定員)300 床(人)以上の病院等に設置されている特定給食施設(給食数の実績が1回 300 食未満及び1日 750 食未満の特定給食施設も含む)
- (3)病院等を含む複数の施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、当該病院等の許可病床数(入所定員)の合計が 300 床(人)以上である場合

#### 【規則第7条第2号に掲げる施設】(二号施設)

- (1)以下の①から⑥に該当する施設のうち、継続して1回 500 食以上又は1日 1,500 食以上の食事を供給する施設
  - ① 生活保護法第 38 条に規定する救護施設及び更正施設
  - ② 老人福祉法第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
  - ③ 児童福祉法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、 同法第 42 条第1号に規定する福祉型障害児入所施設、同法第 43 条の2に規定 する児童心理治療施設、同法第 44 条に規定する児童自立支援施設
  - ④ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第1項の規定により設置する施設
  - ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第 11 項に 規定する障害者支援施設
  - ⑥ 事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊等
- (2)一つの特定給食施設が、複数の施設に食事を供給する場合、一号施設及び二号施設に供給する食事数の合計が1回500食以上又は1500食以上である場合(一号施設の(3)の場合を除く)
  - ※この場合、病院等に対し1回に供給する食数については、供給食数の実績ではなく、 許可病床数又は入所定員数(1 日に供給する食事数については、許可病床数又は入 所定員数の3倍の数)として取り扱うものとする

#### 【その他(二号施設とみなされる施設)】

- (1)法令等により栄養士を必置とされている複数の社会福祉施設及び児童福祉施設(以下「社会福祉施設等」という。)に限り、食事を供給する施設にあっては、法第 21 条第 1 項の指定の対象施設となる社会福祉施設等に供給される食事数が 1 回 500 食以上又は 1 日 1,500 食以上となるものがある場合
- (2)特定給食施設が複数の施設に食事を供給する場合で、当該供給先の施設に法令等により栄養士を必置としない施設を含むときは、特定の対象者に継続的に食事を供給し、一号施設又は二号施設の対象となる施設種別である施設に供給される食事数が 1 回500 食以上又は1日1,500 食以上となる場合
- (3)事業所等に対し食事を供給する特定給食施設で、当該特定給食施設により事業所等に供給される食事が主として事業所等に勤務又は居住する者により喫食され、かつ、事業

所等で勤務又は居住する者の概ね 8 割以上が当該給食施設で供給する食事を喫食するものであって1回500食以上又は1日1,500食以上供給する場合

- ※注意 施設の種類により、法以外の他の法令等でも管理栄養士や栄養士に関する規定があります。必ず 関連法令等をご確認ください。
- ※施設種類については、上記施設の種類による分類をご参照ください。
- ※配置される管理栄養士や栄養士は、施設側・受託側を問いません。

特定給食施設が、法第 21 条第 1 項の規定に基づく管理栄養士必置の施設であると把握した場合には、管理栄養士必置指定通知書(北九州市健康増進法施行細則第5号様式(以下「細則」という。)をお送りします。

また、法施行規則第7条の規定に定める基準に該当しなくなったと認められる場合は、管理栄養士必置指定取消通知書(細則第6号様式)をお送りします。

なお、法施行規則第7条の規定に定める基準に該当しなくなった場合においても、適切な栄養管理の観点から、管理栄養士の配置が努力義務となっています。

### (4)給食施設の設置者の責務

#### ○設置者とは

設置者とは、その給食施設を設置した者をいいます。国公立施設では国・都道府県・区市町村の長、民間の病院や福祉施設ではその開設者である医療法人や社会福祉法人等、事業所では会社の代表取締役になります。

健康増進法における給食施設の栄養管理に関する事項は、当該施設の設置者に義務付けられています。

## (5)給食施設の届出及び報告

特定給食施設を設置した者は、その事業の開始から1月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省で定める事項を届け出なければなりません。(法第20条第1項、第3条第1項)。

小規模給食施設等が給食を開始する場合には、栄養管理等について適切な指導及び助言を行うために、特定給食施設に準じた届出をお願いしています。(細則、要綱)

また、特定給食施設及び小規模給食施設等の設置者は、届出事項に変更が生じた場合及び給食施設を廃止又は休止した場合には、その旨を届け出る必要があります。(法第 20 条第 2 項) (注意)届出は、給食事業を委託している場合でも、施設の設置者が行います。

※食品衛生法や施設の種類に係る法律等により届出が必要な場合があります。別途関係機関、 関係部署へお問合せください。

### 《給食施設の設置や廃止等による届出》

種類	対象	提出要件等
給食事業開始届	開始又は再開した場合	・利用者が増え、特定給食施設・小規模給食施設とな
(第2号様式)		った
		・給食施設が市内へ移転した
		・給食を再開した
給食事業変更届	以下の項目で変更が生じた場合	・設置した法人の名称や所在地が変わった
(第3号様式)	○給食施設の名称及び所在地	・設置者が変わった
	○給食施設の設置者の氏名及び	・給食施設の種類が変わった
	住所	・給食を提供する施設を追加した
	○給食施設の種類	・予定食数区分の変更(一号・二号・その他)
	○1 日の予定給食数及び各食の	※食数の変更は必要なし
	予定給食数(区分)	・管理栄養士、栄養士を配置した場合
	○管理栄養士及び栄養士の員数	※管理栄養士及び栄養士が配置されていた施設に
		おいて、配置に変更のない場合は届出必要なし
		例)栄養士1⇒2(委託を含む)
給食事業廃止届	事業を廃止した場合	・病床数の削減などで特定給食施設・小規模給食施設
(第4号様式)		ではなくなった
		・給食施設が市外へ移転した
給食事業休止届	事業を休止した場合	・予定給食数が1回100食未満1日250食未満と
(第4号様式)		なったが今後増加が見込まれる
		・改修工事等のため、1か月以上給食を休止する

### 【届出方法】

電子申請、又は各種様式を北九州市ホームページからダウンロードのうえ、下記提出先へ電子メール又は郵送でご提出ください。提出に押印は不要です。

## 栄養管理報告書の提出

北九州市では、特定給食施設等における給食運営及び栄養管理等の状況を把握するため、年 2回栄養管理報告書の提出をお願いしています。提出について<u>個別のご案内はいたしませんの</u> で、報告月の翌月10日までにご提出ください。

(注意)添付書類として食品構成表、報告月の献立表等を求めることがあります。

施設区分	報告月	根拠法令等
性中级会址記	5月・11月	健康増進法第 24 条第1項
特定給食施設 		北九州市健康增進法等施行細則第7条
小規模給食施設	5月・11月	健康増進法第18条
		北九州市特定給食施設等指導要綱
ᡔᄼᄴᄼᄿᅀᄊᆕ	5月・11月	健康増進法第18条
その他の給食施設		北九州市特定給食施設等指導要綱

### 【届出方法】

電子申請又は各種様式を北九州市ホームページからダウンロードのうえ、電子メール又は郵送でご提出ください。

※提出の際は、報告書の内容に記載漏れがないかご確認ください。電子メールの場合、メールの件名に『施設名』、『北九州市栄養管理報告書』とご記載ください。郵送の場合、封筒の表に『北九州市栄養管理報告書在中』とご記載ください。

#### 【提出先】

北九州市保健福祉局健康推進課

住所: 〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1

メールアドレス:

ho-kenkou@city.kitakyushu.lg.jp

電話:093-582-2018